

兵庫県公報

令和3年6月1日 火曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

病院局管理規程	ページ
○ 病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程	1

病 院 局 管 理 規 程

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和3年6月1日

兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

兵庫県病院局管理規程第8号

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

病院事業職員の給与に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。
附則に次の見出し及び2項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の応援の業務に係る診療応援手当の特例）

- 30 当分の間、医師、歯科医師、看護師（准看護師を含む。以下同じ。）、薬剤師である職員その他これらに準ずるものとして管理者が別に定める職員が新型コロナウイルス感染症に係る臨時に行う予防接種の応援の業務のうち、管理者が指定するものに従事したときは、新型コロナワクチン接種診療応援手当を支給する。この場合において、第32条の2の規定は、適用しない。
- 31 前項に規定する業務に従事した場合における新型コロナワクチン接種診療応援手当の額は、前項に規定する業務1回につき、次の各号に掲げる額とする。
- (1) 前項に規定する業務に医師又は歯科医師が従事した場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる額
- ア その従事時間数が3時間以上である場合 15,000円
- イ その従事時間数が3時間未満である場合 9,000円
- (2) 前項に規定する業務に前号に掲げる職員以外の職員が従事した場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる額
- ア その従事時間数が3時間以上である場合 5,000円
- イ その従事時間数が3時間未満である場合 3,000円

附 則

この管理規程は、公布の日から施行し、令和3年4月12日から適用する。